

## 平成 23 年度公立陶生病院組合の資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 20 年 4 月 1 日に施行されました。この財政健全化法において、公営企業の資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、住民に公表することが義務付けられました。  
公立陶生病院組合の平成 23 年度決算における資金不足比率は以下のとおりです。

### ○資金不足比率

公営企業の資金の不足額の事業規模に対する比率

指 標 名	会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
資金不足比率	病院事業会計	— (—)	20.0%

※ 「資金不足比率」欄の—表示は、資金不足額がないことを表します。

※ ( ) 内は前年度の数値です。

※ 経営健全化基準とは、自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準として総務省が定めた数値です。